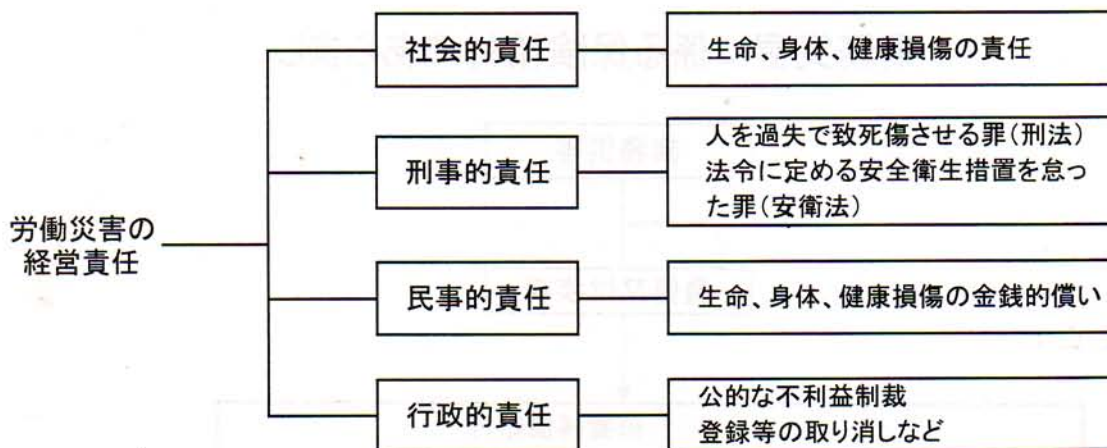


(7) 安全配慮義務と企業責任

巻末資料



資料出所…安西 愈 弁護士

- ◎ 判例・企業に「第一に求められるのは、作業環境の保持について、労働者の健康・人命尊重の観点から、その時代にでき得る最高度の環境改善に努力することであり、この点において、企業は営利を目的としているのであるから、労働者の健康保持の義務も、企業利益との調和の範囲内で、作業改善費を投じれば履行される、という考え方は到底採用できない(S 56. 9. 28 東京地裁判決、日本化工事件、S58.10.14京都地裁判決)



要するに、「そんなに安全にお金をかけていたら利益が出ないで会社がつぶれてしまう。会社がつぶれたら元も子もない」という考え方は判例では認められません。つまり企業利益よりも労働者の健康、人命尊重を重視するという考え方です。

企業利益 < 労働者の人命、健康

